

令和2年6月4日

世田谷区長 保坂 展人 殿

公益社団法人 東京都助産師会
会 長 片岡 弥恵子
世田谷目黒地区分会長 林 江美

2021 度 世田谷区予算等 助産・母子保健関係に対する要望書

子育て不安、産後うつ、虐待など子育てを取り巻く諸問題が顕著化している中、女性や子ども、家族にとって最も近い場所で、継続的なケアを提供できる助産師の役割がますます必要とされています。公益社団法人東京都助産師会世田谷目黒地区分会では、助産師職の専門団体として、次代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および、女性と家族の健康支援に取り組んでおります。世田谷目黒地区分会では世田谷区で尊い命が大切に生まれ、安心した子育てができる地元の実現に向けて、助産師による一層充実した母子保健サービスの提供等が推進されるよう、以下の5項目を要望いたします。

新型コロナウイルス感染防止に対する地域の母子保健事業活動の変更で生じた問題の解決について、以下のように要望いたします。

要望事項

1. 妊娠・出産を経験する産前産後のすべての女性とその家族、里親・LGBT 家族における養育者のケア・支援サービスを平等に利用できるよう支援されたい。また、地域で親子（LGBT 家族や里親も含む）を支援する助産師の参画が推進されるよう区に周知を図られたい。
2. 福祉避難所（母子）におけるスタッフ対応マニュアルの作成と教育、人員確保のための災害時連携システムの構築と処遇の改善を図られたい。
3. 成長発達段階に応じた次世代育成の為の「いのちの教育」講座の実施を図られたい。
4. ITを活用した母子支援実施の指示、環境整備、ならびに予算措置を図られたい。

5. 乳児期家庭訪問における感染対策ガイドラインを作成し、委託事業に関わる助産師に提示していただき、その指示ならびに環境整備を図られたい。

要望理由

1. 妊娠・出産を経験する産前産後のすべての女性とその家族や、里親・LGBT家族における養育者のケア・支援サービスを平等に利用できるよう支援されたい。また、地域で親子（LGBT家族や里親も含む）を支援する助産師の参画が推進されるよう区に周知を図られたい

- (1) 児が入院期間中の母親にも産後ケアが受けられるよう事業の実施を図られたい
- (2) 実親以外の養父母も産後ケアの支援が受けられるように図られたい
- (3) アウトリーチ（訪問型）の産後ケアを取り入れるように図られたい

2019年12月6日に、母子保健法の一部を改正する法律が公布され、産後ケア事業が法制化されました。法律において、産後ケア事業は「産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女性及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い産後も安心して子育てができるように支援体制を確保するもの」と定義され、その実施は市区町村の努力義務とされました。世田谷区は年間約7,000件の出産がありますが、世田谷区立産後ケアセンターの利用件数は1割程度となっています。また、その利用対象者は、4カ月未満です。心身のケアや育児サポートが必要とされる人が多く利用できるよう、また出産後4カ月を過ぎた母子及び家族の支援が速やかに継続されるような整備を要望致します。

また、世田谷区では、年間約700件の低出生体重児が出生しています。母親は、児が入院中に、母乳を搾乳し・運搬しています。しかし直接授乳が難しいので母乳分泌の低下や乳房トラブルを起こしやすいという問題が生じます。この時期こそ、乳房ケア及び心身のケアが必要となってきます。また、世田谷区には、里親や、LGBTによる乳児を育てる家族もいます。その対象者にも平等なケアや育児サポートが行き届くよう要望致します。そして、そこに助産師の参画が推進されるよう要望致します。

様々の理由で宿泊、デイ（施設型）産後ケアが受けられない妊産婦や母子がいます。そのような対象者には居宅に助産師が訪問し、そこで母子の産後ケアを行うことが出来るアウトリーチ（訪問型）産後ケアという方法を取り入れるように要望致します。

予算 事業実施（訪問事業）に関わる所要額 500万円
事業費 人件費 利用者負担（1日3,000円）とし、残りの9割（27,000円）を区が補助金として負担されたい。

会としては利用者から1割もらい残りは区からされたい。

機材費（指導用具・衛生材料等）

その他（通信費等）

2. 福祉避難所（母子）におけるスタッフ対応マニュアルの作成と教育、人員確保の為の災害時連携システムの構築と処遇の改善を図られたい

(1) 福祉避難所（母子）における緊急時スタッフ対応マニュアルの作成と教育を図られたい

(2) 人員確保のための災害時連携システムの構築と処遇の改善を図られたい。

(1) 福祉避難所（母子）における緊急時スタッフ対応マニュアルの作成と教育を図られたい。

当初、助産師会は災害時に医療救護を行うことを目的として区と締結を行ってきました。しかし資格を有する助産師の多くは病院に勤務しており、地域で災害支援を行うことができる要員は少数です。その為、災害対策課と区と子ども若者部と幾度かの話し合いの後、福祉避難所で活動する運びとなりました。福祉避難所（母子）は、母子の生活を見守る場です。その福祉避難所（母子）を利用する「妊産褥婦・未熟な新生児や小児」の身体的精神的状況は非常に不安定です。順調に経過していても次の瞬間、超緊急的で濃厚な支援が必要となる状況になります。その医学的な判断（心理的サポート含）が、その後の母子の予後を大きく左右します。本来は周産期の専門的職種として助産師が妊産褥婦や子の支援に当たることが望ましいのですが、長期間絶え間なく災害支援を行うことは前述のように不可能です。長期間絶え間なく災害支援を行うことは前述のように不可能で24時間助産師が常駐することがかなわない現場において、様々な職種やボランティアスタッフが、交代で妊産褥婦や未熟な新生児・小児の見守りを行わなければなりません。

この福祉避難所（母子）を守るすべての人々が、緊急性を判断し必要な機関へ依頼する等のアクションが起こせる様、助産師以外のスタッフにも対応できるマニュアルの作成とその教育の機会を図られたい。

(2) 人員確保のための災害時連携システムの構築と処遇の改善を図られたい。

貴重な人材に関して世田谷には、乳幼児期家庭訪問指導員・ネウボラとして助産師が多数就業している実態がありますしかしながら、地域防災にその人材は十分に活用がなされていません。幼児期家庭訪問指導員やネウボラの中には、助産師会には入会していないもの

の、災害時の支援には参加する意向を示してくださる方もいます。

区と我々助産師会が災害時協定を締結していますが、災害支援の活動全てが、ボランティアの扱い・発生した経費のみ補償です。万が一、活動の中で被った不利益に対して、すべて自己責任になります。このような状況では、当会助産師だけでなく、災害時支援に参加を要請したい乳幼児期家庭訪問指導員やネウボラ助産師たちに積極的にアプローチができません。

区の要請に基づき救護活動を実施した場合に費用弁償や損害補償の処遇の改善と、乳幼児期家庭訪問指導員やネウボラとの連携支援を図りたい。

ガイドライン（マニュアル）の作成や勉強会の企画立案には協力をする所存です。職能を発揮できるように、予算措置を図りたい。

3. 成長発達段階に応じた次世代育成の為に「いのちの教育」の講座の実施を図りたい

- (1) 生・性（いのち）を語るエドゥケーターの資格を持つ助産師により乳幼児の保護者と小中学生に命の大切さを伝える「いのちの授業」を実施されたい。
- (2) 「いのちの授業」の実施場所としておでかけ広場や児童館等の講座に助産師を講師派遣できるよう図りたい。
- (3) 「いのちの授業」を行う助産師の養成を推進するために研修の実施について予算化されたい。

私たち助産師は「いのちの授業」（命の大切さを伝える授業）を通して子どもの自尊心を高め、いのちを大切にすることを養うことに努めています。いのちとは？と考えることで多くの子どもの人権を守り、虐待防止、望まぬ若年妊娠予防、性被害防止に繋がると考えます。

当会では昨年一昨年と乳幼児の保護者に向けて「子育て力アップ講座」でいのちの教育「赤ちゃんからの性教育・おちんちんとおまたの話」を実施してきました。親が家庭教育の中で子どもに自分の命の大切さを教え、それを守り育てることができるようにとの趣旨の講座でした。受講者からの評判は良く「このような話は誰も教えてくれなかった」「今聞いておいて良かった」などの感想も多く寄せられましたが、残念ながら今年度からこの講座は運営費が出せず終了しました。

性教育は意識することなく日常生活の中で始まっています。子どもはまわりの人から、からだを大切に扱われる経験をする中で「自分のからだは大切」という意識を育てています。

それが性教育の大きな一歩となります。また、性を語ることの大前提として、語り合える関係作りが大切であり、小さい時からその関係ができていればからだの話、性の話も構えずできるようになると考えられます。つまり、親となった方にできるだけ早くからその事を伝える事でわが子に自信を持って性に関しても伝えられるようになると考えられます。

東京都助産師会では、「生・性（いのち）を語るエデュケーター」の東京都助産師会独自の認定資格を持ったものが「いのちの教育」に出向く形が整えられています。常にスキルアップ研修を実施し、社会状況に応じた内容を伝えられるよう研鑽を積んでいます。

早期より性教育を伝える役割として出生時から母と子とその家族に深く関わり、その後の発達段階においても性を身近に見ることが出来る助産師の活用を強く望みます。

予算 事業実施（訪問事業）に関わる所要額 140,000 円

区内おでかけひろば 34 か所 児童館 25 か所のうち 講座を 10 回程度開催

事業費 講師派遣（120 分コース）10,000 円×10 回

交通費 1,000 円×10 回

教材費（指導テキスト 教材モデル）2,000 円×10 回

その他（通信費 消耗品）1,000 円×10 回

研修費 300,000 円

2 回コース研修と認定代 30,000 円×10 名

4. ITを活用した母子支援の実施の指示、環境整備、ならびに予算措置を図られたい

- (1) オンラインによる妊産婦とその家族を対象とした出産前教育や母子保健に係る相談事業を行うシステムづくりを図られたい
- (2) 電話相談（そのほか対面での Skype や Zoom LINE ビデオ等）による妊産婦母子へ健康・育児相談をおこなう助産師への謝金に充当する補助金を検討されたい。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区や病産院の両親学級など、妊産婦とその家族を対象とした出産前教育や母子保健に係る相談事業が中止となっています。そのため、必要な相談・支援が受けられず、不安を抱える妊産婦が増加しています。また、妊産婦や母子の孤立した生活の継続は、妊産婦のうつ、DV や乳幼児虐待などのリスクを増大させることが危惧されます。感染防止を考慮しながらも妊産婦の不安に寄り添う相談事業を早急に実施することが必要です。

IT活用を平素から勧め、災害や感染症拡大時にも母子の孤立を防ぐシステム作りを図られたい。

オンラインによる健康教育の開催、乳幼児期家庭訪問を行うことで、感染防止を図りつつ、妊産褥婦の不安の軽減が可能となると考えます。オンラインによる母子保健サービス事業においても可能となるよう、早急な環境整備を図られたい。

また、オンラインによる母子保健サービス事業を委託される助産師に対して従来と同様の給付が行われるよう予算措置を図られたい。

予算

助産師会の電話相談の場合 事業実施（訪問事業）に関わる所要額 1,279,420 円

（予約制 1日1時間 4日/週で 16日/月）

人件費 相談スタッフ手当 1,020,000 円

相談スタッフ 960,000 円 @ 5,000 円×16日×12か月

スーパーバイザー 60,000 円 @10,000×1日×6か月

※スーパーバイザーとは、相談員のアドバイザーとして2か月に1回指導監督を行う事業費

交通費 相談スタッフ 48,000 円 @1000 円×4日×1人×12か月

報告書作成費 192,000 円 @1000 円×192日

郵送料 2,469 円 切手 @82 円×30枚

通信費 15,960 円 1,330 円 ×12か月

消耗品 1,000 円

この他の対面式ツールとして、Skype や Zoom、LINE 等のビデオ相談もありますがその活用をする場合は、スタジオ設備や Web 環境の整備を図られたい。

Web への動画（『助産師による授乳アドバイスと乳房のセルフケア』）を配信するコンテンツの作成なども検討の余地があると考えます。

5. 乳児期家庭訪問における感染対策ガイドラインを作成し委託事業に関わる助産師に提示していただき、その指示ならびに環境整備を図られたい。

- (1) 乳幼児訪問指導等の母子保健活動における感染対策ガイドラインを作成して頂きたい
- (2) 訪問活動を行う助産師に保健衛生行政と整合性のあるガイドラインを提示していただき、その指示ならびに環境整備を図られたい。
- (3) ガイドラインを参考に訪問活動を行う助産師に P P E や消毒薬を区から配布して頂き母子への感染拡大防止を図られたい。

世田谷区は乳児期家庭訪問（生後4ヶ月までの乳児がいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員【助産師等】が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況の把握、地域の保健サービス等の情報提供）を行っています。その訪問活動における感染対策ガイドラインを作成して頂きたいと考えます。現在乳児期家庭訪問事業を受託している助産師は、独自または当会の作成した『「新型コロナウイルス感染症に対する助産師訪問従事者の対応について」2020.4.19 現在』を参考に活動しています。衛生材料も各個人がガイドラインを参考に P P E や消毒薬を確保して母子への感染拡大防止に努めています。今後は区の保健衛生行政と整合性のあるガイドラインを提示していただき、その指示ならびに環境整備を図られたい。

*PPEとは 個人用防護具（personal protective equipment）です